

ニューヨーク証券取引所

企業の説明責任及び上場基準委員会による報告書について

平成 14 年 7 月 12 日
内閣府 国民生活局

(1) 経緯

- 2001 年 12 月 2 日 エンロン社、米連邦破産法 11 条の適用申請。
- 2002 年 2 月 13 日 ニューヨーク州の会計監査官 H.Carl McCall 氏、前 AOL Time Warner CEO の Gerald Levin 氏、前ホワイトハウスのチーフスタッフ Leon Panetta 氏の 3 氏を共同議長とする「企業の説明責任及び上場基準委員会」に対して、企業の説明責任、誠実さ、透明性を高めることを目的として、上場企業のコーポレートガバナンス及び情報開示の新しい基準を提言するよう指示。
- 6 月 6 日 ニューヨーク証券取引所に上場する企業に重要な変化を求める報告書を取締役に提出。現在、報告に対するパブリックコメントを募集。
- 7 月 9 日 ブッシュ米大統領が自主規制は重要であるが十分でないとして、ニューヨーク証券取引所等の提言した実用的で常識的な改革にできるだけ早く着手するよう要請。
- 8 月 1 日 ニューヨーク証券取引所取締役に本報告書の承認を求める予定。

共同議長はそれぞれ報告書について、以下のとおりコメントしている。

- ・ これは世界最高の経済システムであり、世界最高の自由な市場システムであるが、民主主義同様に、人々の信頼を得られた時にはじめて機能する。(Panetta 氏)
- ・ これらは規制をかけて誠実さを要求するための政策ではなく、単に人々に権利を与える政策であり、実際に株主を代表する人々に権利を与えるよう制度設計されている。(Levin 氏)
- ・ この新たなルールは、本証券取引所に上場する全ての企業がその責任に従って行動し、ニューヨーク証券取引所は世界一のコーポレートガバナンスの水準を維持する。(McCall 氏)

(2) 主要な提言

以下の点について上場基準を新設・改正するように提言

ニューヨーク証券取引所委員会の提言	現在の規則
取締役会の過半数を独立取締役で構成しなければならない。	上場企業は、少なくとも 3 名の独立取締役で構成される監査委員会を組織していなければならない。

経営に携わらない取締役は、定例的に、経営陣を含まない形で会合をもたなければならない。	そのような規定なし。
上場企業は、それぞれ完全な独立取締役を含む監査委員会、指名委員会、補償委員会を組織しなければならない。	上場企業は、完全な独立取締役を少なくとも3名含む監査委員会を組織しなければならない。しかし、指名委員会や補償委員会に関する規則はなかった。
監査委員会の委員長は、会計または財務管理の経験がなければならない。	全委員会メンバーは財務の知識を身に付けていなければならない、少なくとも1名は会計または財務管理の経験がなければならない。
監査委員会だけが、監査人の採用と解任に責任を有するとともに、監査人との監査以外の関係を証明する責任を有している。	監査委員会要綱には、独立監査人の選考と解任は監査委員会と取締役会の「究極の」権威である旨を記載しなければならない。
取締役が「独立した」とみなされるために、取締役会は、取締役が当該上場企業と物質的な関係を（直接あるいは当該企業と関係を有する組織の出資人、株主や役員として）有していないということを断言しなければならない。	既存の定義では、経営や企業からの取締役の独立性を侵害するような企業との如何なる関係をも除外している。
当該上場企業の従業員または独立監査役を辞めてから、または当該上場企業の役員が報酬委員会委員となっているいかなる企業の従業員を辞めてから、さらに以上のいかなる直系親族には、5年までは「独立した」とみなさない。	冷却期間は3年。しかし、監査役の場合、及び賠償委員会に上場企業の役員を含む企業の前従業員に特に適用していなかった。取締役会は次回の決議権委任勧誘状においてその理由を説明していれば、前役員の1名を例外にすることができる。
役員報酬は、監査委員会の委員が上場企業から受け取る報酬のみでなければならない。さらに、大株主（上場企業株の20%以上を保有する）と関連のある監査委員会の委員は、監査委員会での議決権がない。	現在規定なし。
上場企業は行動規範や倫理規範を採用しなければならない、取締役または幹部社員のいかなる規範違反も迅速に公表しなければならない。	現在規定なし。

上場企業は行動規範や倫理規範、主要な委員会の要綱を公表しなければならない。取締役または幹部社員の規範違反は迅速に開示されなければならない。	現在規定なし。
海外の民間企業は、自らの企業統治慣行がニューヨーク証券取引所のルールと異なる重要な点を開示しなければならない。	現在規定なし。
株主は、全ての配当計画に投票する権利を与えられなければならない。ブローカーは顧客の指示に従う時のみ顧客株による投票を行う。	取締役がかかわる配当計画には、株主の賛成が必要だが、広範囲に及ぶ計画や一時雇用の案件は除外される。ブローカーは、顧客から指示があったときや行動が議論される場合を除いて、顧客株を投じることができる。
上場企業のCEOは、投資家に提供する情報が正確で完璧なものであることを証明する手続きを確立し遵守していること、情報が不正確であり完璧なものでないなどと信じる合理的な理由がないこと、以上2点を年に1回証明しなければならない。さらに、CEOは、これらの手続きとその遵守状況について取締役会で見直したことも証明しなければならない。	現在規定なし。
CEOはまた、ニューヨーク証券取引所の規則に違反するいかなる企業を知らないということに年に1回証言しなければならない。	現在規定なし。
証券取引所規則に対する違反が見つかった時は、ニューヨーク証券取引所は、いかなる上場企業に対しても公文書で勧告を発し、究極的には、違反企業の上場一時停止や上場禁止の措置をとる。	現在公文書により勧告することはない。
ニューヨーク証券取引所は、全上場企業に、新任取締役のためのオリエンテーションプログラムを制定することを求める。	これまでにそのような勧告はなかった。
コーポレートガバナンスに関する中心機関と一緒に、ニューヨーク証券取引所は取締役協会を設立する。	ニューヨーク証券取引所は教育イニシアチブをサポートしてきたが、これは取締役のために計画された最初の正式なプログラムとなる。

(3) 行動規範・倫理規範の公表について

行動規範等が倫理観のある取締役、従業員等の思慮深い行動を保证するものではないが、こうした規範によって経営陣は倫理的リスクに注意を払い、従業員が倫理的問題を扱う際の指針となり、非倫理的な行為について報告する仕組みを作り、誠実・説明責任の文化の育成に手助けとなる。

取締役等を規範の対象外とする場合には取締役会等による決定に限るべきであり、その事実は投資家に対して即時に情報提供されなければならない。もし免除を与える場合には企業を守るための適切な統制の仕組みを有している必要がある。

行動規範等には規範を効果的に運用するための遵守基準と手続を含んでいなければならない。遵守規程には規範違反への即時かつ一貫性ある対応を規定すべきである。

具体的方針は各企業が決定することであるが、全上場企業は最重要項目について以下を含めて言及すべきである。

利益相反 個人の私的利益が企業の利益を阻害する時に利益相反が起きるが、企業は利益相反を禁ずるとともに、潜在的な相反行為について従業員等が相談できる手段を設けるべきである。

好機 従業員等が企業の資産・情報、地位を利用して個人的機会、利益を得ることは禁止されるべきである。

守秘義務 情報開示が認められる、あるいは法的に義務である以外は従業員が情報の守秘義務を守るべきである。守秘義務のある情報とは、開示すると競争相手に使われる、又は企業や顧客に損害がある非公開情報である。

公正取引 すべての従業員は同社の顧客、供給者、競争相手、従業員を公正に扱わなければならない。操作、隠匿、特権的情報の悪用、重要事実の誤表示、その他の不公正な取引慣行をとってはならない。

企業資産の保護と適正利用 全ての企業資産は合法的な事業目的に使用されなければならない。

法令・規制の遵守 企業は法令、規制の遵守を率先垂範すべきである。

不法又は非倫理行為の報告の奨励 企業は倫理的行為を率先垂範すべきである。特定な場面で善行か否か疑わしい場合、企業は管理者、幹部、それ以外の適切な人物に相談することを企業は従業員に奨励すべきである。さらに、適切な人物に従業員は法令・規制違反を報告すべきである。違反行為の報告の奨励については、誠実な報告に対する報復行為を企業は許されないことを従業員に周知しなければならない。